平成31年4月25日

第123回 遠野市農業委員会総会議事録

第123回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成31年4月11日

告 示 番 号 遠野市農業委員会告示第4号

会議年月日 平成31年4月25日

会議の場所 遠野市役所本庁舎 大会議室

出席委員 1番菊池靖、2番白金英子、3番多田登、4番古屋敷德夫、

5番 佐々木誠一、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

欠席委員 6番佐々木恵美子

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹

事務局次長兼

農業振興係長 菊 池 今 英

農地係長 多田 由香子

本日の案件 第123回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第5条第1項の許可処分の取消願に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について

報告第5号 農地専門委員会に付議した事項について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に 対する可否決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す る可否決定について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

協議第1号 平成31年度「農地の日」の活動について

開会時刻 午後2時

議

大変ご苦労様でございます。本年度最初の、平成最後の総会を始めたいと思います。 開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱 を8番、河内克倫委員にお願いします。

(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)

議長

それでは、4月の定期人事異動に伴いまして係長が代わりましたので、多田係長から一言ご挨拶をお願いします。

農地係長

4月より農地係長を拝命いたしました多田由香子と申します。私、年齢は●●歳なんですけれども、今回の農業委員会は10カ所目の異動となりました。農業部門は宮守村時代に4年間所属したことがあるんですが、農地という部分では全くの初心者で頑張って勉強しているところでございますので、1日も早くそういったところで皆さんのお役に立てるように頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

【会議成立宣言】

議 長

本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第123回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。6番、佐々木恵美子委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。

【会長報告】

議 長

続いて、会長として出席しました会議等の内容について報告いたします。報告書を 見ていただきたいと思います。

4月1日、定期人事異動に伴う辞令交付式を行ってございます。

4月1日、綾織町の市勢振興功労者、故菊池省一氏の葬儀に参列してございます。

4月21日、平成31年度農事組合法人遠野こがらせ農産通常総会に地元農業委員と 参加してございます。

以上です。

【事務事業経過報告】

議長

続いて今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。

事務局長

それでは、報告書をご覧になってください。

3月27日、平成30年度遠野産ワイン初飲み会に会長職務代理者が出席しております。

4月10日、農地法等申請締切日でした。

4月14日、青笹町内の耕作放棄地解消活動を青笹と上郷の農業委員、推進委員、事務局で行いました。その農地と関係のある方々と行いました。

4月15日、農地転用等現地確認調査を行いました。

4月17日、平成31年度新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡市で開催されまして、菊池勝推進委員が出席しております。

4月19日、第1回農地専門委員会を開催しております。

4月22日、青笹町内で耕作放棄地解消活動ということでマルチの撤去をいたしました。青笹の農業委員、推進委員に協力いただいております。農地関係者と活動しております。

4月23日、平成31年度第1回運営委員会を開催しました。

4月25日、総会であります。総会後、農地利用最適化推進検討会を開催します。

4月25日夜、農業機械銀行通常総会があります。

4月26日以降の主な行事予定です。

5月7日、遠野市農業再生協議会監査会。

5月10日、農地法等申請締切日。

5月14日、女性農業委員等業務検討会。

5月17日、農地転用等現地確認調査を実施します。

5月17日、効果的な農業委員活動体制に係る情報交換会が盛岡市で開催されます。 会長と私が出席予定です。その後、市町村農業委員会長・事務局長合同研修会及び会 議が開催されます。

5月22日、アスト通信放送日。

5月22日、第2回運営委員会。

5月24日、総会です。総会後、遠野市農業再生協議会通常総会が開催されます。

5月27日、全国農業委員会会長大会及び本県選出国会議員への要請活動で、会長が 東京に出張いたします。

5月31日、平成31年度遠野市農林水産振興協議会総会が開催予定です。 以上です。

【報告事項】

議 長 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。

事務局長 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてであります。1ページから4ページまで全部で17件あります。備考欄の所有者が死亡したことによりまして取得者が農地を相続したという内容であります。中でも今回は市外の方が7番、●●の農地ですけれども、こちらにつきましては近くの専業農家に牧草地として貸している状況であります。他は3ページの16番、取得者は●●県の方ですけれども農地は●●町、こちらにつきましては亡くなられた方の本家が畜産農家をやっておりましてそちらで牧草利用をしている状況であります。

報告は以上です。

議 長 ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結します。

次に報告第2号、農地法第5条第1項の許可処分の取消願に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。

事務局長 5ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項の許可処分の取消願に 係る専決処分の報告についてです。1件です。申請者上段の方が平成29年11月13日

に家を建てるということで農地転用許可をしているわけですが、その後備考欄に書いている内容で自己住宅建築を断念したということになりました。それで許可の取消しを願い出たものです。その土地につきましては下段に譲渡人とありますが、その方がその土地に住宅を建てるということで、関連といたしまして議案第5号1番で審議案となっております。

報告は以上です。

議 長 ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結します。

次に報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。

事務局長 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。農地又は 採草放牧地の解約を合意で成立した旨通知が出されたものであります。1件です。農 地中間管理機構から借人が農地を借りましたけれども今回その農地の契約を解除するものです。何ら問題なく合意解約が成立したものであります。面積は田と畑合わせて26,439 m²です。

報告は以上です。

議 長 ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議
長
質疑なしと認め質疑を終結します。

次に報告第4号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。

事務局長 報告第4号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。件数は2件です。

番号1番、削土による法面傾斜の緩和ということで今回現状変更するものであります。施工業者は記載のとおりです。

番号2番、自力施工で盛り土をするものです。盛り土をして作業をしやすくする内容です。

報告は以上です。

議 長 ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第5号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。

今年度のエゴマと菜の花の活動、「農地の日」に取り組む活動内容及び農地パトロール(利用状況調査)の実施方法等について、平成31年4月19日に開催した平成31年度第1回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘農地専門委員長から報告を受けました。

1つ目の、菜の花、エゴマの活動については、協議をした結果、当農業委員会が自ら行う耕作放棄地解消活動として昨年度と同様に有志で継続して栽培することにしたこと。また、一般の農家が行う耕作放棄地対策に適した景観作物など、高齢者でも栽培できる他の作物を探して栽培してみることや農業委員会以外へ普及させる活動についても模索していくことにした、とのことでした。

2つ目、7月15日の「農地の日」を中心に、県下一斉に取り組むこととされている「農地の日」の活動については、昨年度と同様に7月25日の総会開催日に農地パトロールの出発式とのぼりの掲示を行うこと。そして、今年度で3年目となる農地相談会を11月上旬に行うこととした、とのことでした。

3つ目の農地パトロール(利用状況調査)につきましては、実施時期を早められないかの検討もしたが、推進班で事前調査をして事務局にパトロール候補地を報告した後、事務局で所有者等を調べるための期間が必要なこともあって難しく、昨年度と同時期の7月下旬から8月上旬に実施することに決めて、詳細は6月に農地専門委員会を開催して決めることにした、ということでした。

「農地の日」の活動につきましては本日の総会で協議をしていただくこととしています。

以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。 農地専門委員会の皆様ご苦労様でした。

議 長 次に、議案審議に先だち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは 配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりま すので、審議には退席を願います。

【日程第1】

議 長

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認め、議事録署名人に9番、綱木秀治委員、10番、多田靖志委員、会 議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。

議 長

次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。

農地係長

第123回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。

法第3条、今月計8件、36,677 m2。

利用集積、今月計 33 件、265,695 m²。

法第4条、ございません。

法第5条、今月計1件、450 m2。

適用外、今月計3件、910 m²。

法第 18 条第 6 項、今月計 1 件、21,327 ㎡。

以上でございます。

【日程第2】

議長

次に日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

10ページであります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。

番号1番、2番、貸出人が労力不足により近接地で稲作をしている方に貸し付ける もので、借受人は自宅近くで耕作の便が良いことから水田として利用するため借り受 けるものです。番号1番は賃貸借、番号2番は使用貸借で、期間は記載のとおりとな っております。

以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 最初に●●地区担当推進委員お願いします。

推進委員

●●の農地利用最適化推進委員の菊池日出夫でございます。よろしくお願いいたします。4月15日、事務局3名と農業委員2名、最適化推進委員3名で現地確認いたしました。借受人は住所が●●町になっておりますけれども実家は●●でございまして、前に父親が借り受けて田植えをしていたものを長男が引き受けてやる形で、双方とも了解しているということでございます。

以上です。

議 長

はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当推進委員お願いします。

推進委員

2番でございます。借受人と貸出人は親戚関係にあります。貸出人は86歳というご 高齢で、若い借受人が耕作するものです。15日に事務局3名、委員3名で現地を確認 し、何ら問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ご苦労様でした。説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませ

んか。

9 番 委 員

9番、綱木です。確認事項ですけれども、13,000円となっておりますが、10 a 当たりですか。

農地係長

お答えいたします。賃借料は年額13,000円となってございます。

9 番 委 員

面積が10a当たりですか。総面積ですか。

農地係長

全体です。

9 番 委 員

2反6畝近くを13,000円ですか。

農地係長

そのとおりです。

9 番 委 員

了解しました。

議 長

はい、その他ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり 「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第3】

議 長

続きまして日程第3、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

11 ページです。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。

番号1番、労力不足により近くに居住する親戚に譲り渡すものです。この農地は譲受人の所有している田と組田になっており、譲渡人の要請により譲り受けるものです。 番号2番、譲渡人である母が高齢により後継者である同居の息子に生前贈与で譲り渡すものです。

番号3番と4番、両者の所有農地の交換です。長年両者共に今回譲り受ける農地を 自分の所有地として耕作を行っておりましたが、今回実情に合わせましてそれぞれ相 手方に交換により譲り渡すものです。

番号5番、叔父である譲渡人が近くに居住する甥に譲り渡すものです。この農地は 甥の所有する農地と隣接しておりまして、これまでも譲受人となる甥御さんが耕作し ていたとのことで、今回贈与により譲り渡すものです。

番号6番、譲渡人である父が主たる耕作者である同居の息子に生前贈与で譲り渡す ものです。

以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当農業委員お願いします。 9 番 委 員

本来は推進委員が説明することとなっていますが、私の方から説明いたします。15日に事務局3名、委員、推進委員、計5名で現地を確認しました。内容は事務局が言ったとおりで、3人の組田です。主に譲受人がやっておりまして、親戚関係です。オーガニック栽培、無農薬で栽培しているところです。何ら問題はないと思います。以上です。

議 長

はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当推進委員お願いします。

推進委員

3番と4番は、場所はバイパス沿いで、双方とも長年耕作していた畑が国土調査の際に自分の土地ではなかったということが判明いたしまして、今回、畑の交換ではなくて書類の交換をして登記のし直しをするという案件でございます。面積については若干差がありますけれども、お互いにその点については了解をしているということで、何ら問題ないということで、よろしくお願いします。

議長

はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり 「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第4】

議

続きまして日程第4、議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

事務局次長

12 ページです。議案第3号、農用地利用集積計画の決定について説明します。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。本議案に係る申請は33件で新規が21件、更新が12件です。

番号1番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第4号、配分計画の1番と関連してございます。

番号2番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。

番号3番、4番、更新です。

13ページです。

番号5番、6番、更新です。

番号7番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号8番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号9番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号 10 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。 14 ページです。

番号11番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号12番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号13番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号14番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号15番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。

番号16番、更新です。

番号 17 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定です。 15 ページです。 番号18番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号19番から23番まで、更新です。

16ページです。

番号24番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これ は次の議案第4号、配分計画の3番と関連してございます。

番号 25 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これ は次の議案第4号、配分計画の3番と関連してございます。

番号26番、更新です。

番号 27 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これ は次の議案第4号、配分計画の3番と関連してございます。

番号28番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これ は次の議案第4号、配分計画の4番と関連してございます。

番号 29 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これ は次の議案第4号、配分計画の4番と関連してございます。

17ページです。

番号30番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これ は次の議案第4号、配分計画の4番と関連してございます。

番号31番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これ は次の議案第4号、配分計画の4番と関連してございます。

番号32番、新規で、契約期間2年9カ月の賃貸借権設定です。

番号33番、更新です。

申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号7番から10番について質疑 ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議長会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号17番について質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。番号7番から10番、及び17番を除く28件について質疑ご ざいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結します。暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

【日程第5】

議 長 続いて日程第5、議案第4号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

事務局次長 18ページです。議案第4号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により計画の作成について意見を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定が4件、綾織町に係るものが1件、附馬牛町に係るものが1件、宮守町に係るものが2件です。

番号1番、賃貸借権設定、契約期間10年です。

番号2番、権利の設定を受ける者を議案書に記載のとおり変更するもので、賃貸借権設定、契約期間10年です。

番号3番、賃貸借権設定、契約期間10年です。

番号4番、賃貸借権設定、契約期間10年です。

申請の内容につきましては議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号1番について質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 長 会議を再開いたします。番号1番を除く3件について、質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。

(休憩)

会議を再開いたします。

【日程第6】

議 長 続いて日程第6、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長 19ページです。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請に ついて、意見の決定を求めるものです。

番号1番、自己住宅の建築を目的とする一般住宅用地として転用するものでございます。申請地は都市計画区域における第1種住居専用地域であり、第3種農地と判断しました。申請者は譲渡人である父の体が不自由で介護が必要であるため、父から子への使用貸借により自己住宅を新築しようとするものです。なお、現住宅には譲受人の祖父が引き続き居住する予定でございます。第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金と融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書及び融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当推進委員お願いします。

推 進 委 員 ●●の推進委員、菊池勝です。ここの場所は最近住宅が建っている中の一角であり、 特に問題ないという判断です。事務局から3人、農業委員が2人、推進委員が3人で 確認しました。以上です。

議 長 ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質 疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号は原案のと おり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第7】

議長

続いて日程第7、議案第6号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」 を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

20ページです。議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。 農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の 決定を求めるものです。

番号1番、申請者が昭和60年に■■■■兼居宅を建築し現在に至ってしまったものです。今回土地を売買するために調査を行ったところ農地であったことが判明しました。当時所有者が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったものと思われます。

番号2番、申請者が平成8年に車庫、平成12年に物置を建築し、現在は隣接地に居住する甥御さんに車庫と物置を使用させており、現在に至っております。今回この甥御さんに所有権を移転するため土地を調査したところ農地であったことが判明いたしました。当時所有者が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったものと思われます。

番号3番、申請者が昭和38年から昭和56年にかけて養豚舎等を建築いたしまして、現在は車庫、物置として使用し、現在に至っております。今回申請者の弟さんが遠野に戻り家を建てたいため不動産業者で確認を行ったところ農地と判明いたしました。当時所有者が農地法の手続きを認識していなかったと思われます。

以上3件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当推進委員お願いします。

推進委員

●●地区の萩野です。4月15日、農業委員、推進委員、事務局、計7人で現地の確認に行ってまいりました。場所は■■■■の■■のすぐ脇でございます。土地計画地内の住宅密集地でありまして、詳細は事務局が申したとおりです。宅地と確認したところでございます。よろしくお願いいたします。

議長

ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当推進委員お願いします。

推進委員

●●地区推進委員の菊池勝です。2番、3番、続けていきますけれども、4月15日、 事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で確認しました。2番は畑の所にちょっと した物置みたいな建物がありました。畑の中に古い小屋みたいなものですが、そこの 立地は問題ないとの判断でした。3番は豚舎、車庫、物置がありました。組建物でし て、畑をやっている状況でしたけれども、特に問題ないという判断でした。

議 長

ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり 「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり「可」と決しました。

【協議事項】

議 長

次に協議第1号、「平成31年度「農地の日」の活動について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。

事務局次長

協議第1号、平成31年度「農地の日」の活動について、ご説明いたします。4月19日に農地専門委員会で協議いただきまして、こちらの資料にまとめてございます。

趣旨ですが、岩手県農業会議で農地法が制定された7月15日を「農地の日」と設定し、「1委員会1企画(ワンチャレンジ)のもとに県下農業委員会がこの日を中心に創意工夫を凝らした多彩な活動を実施することとして、25年の3月から始まってございます。

2番に25年度からの活動内容を記載してございます。昨年度は農地パトロール出発式と農地等相談会の2本立てで取り組んでいただいております。

裏面に、今年度の計画案としてまとめておりますけれども、内容は昨年度と同じく、1つ目に農地パトロール出発式及び啓発用のぼり掲示ということで、7月25日、農作業等関係で忙しい時期でもありまして、午前中がいいという意見がありまして午前9時を予定してございます。場所は本庁舎3階で耕作放棄地解消宣言を予定しております。各地区にのぼりを配布して推進班での事前調査や農地パトロールの際に携帯しPRしていただくということで、のぼり掲示の内容も記載しております。2つ目に農地相談会、各地区で相談会を開催することによって農家の利便に寄与するとともに、地域における農地利用最適化の推進を図るということで、昨年度はPR等の反省点もあって、今回は3年目としての取り組みの内容であります。開催日は11月1日から8日を予定しております。場所は各地区センター及び宮守総合支所、会議室等を予定しております。農地相談の内容ですけれども農業者年金関係の取り組みも併せて、と考えております。

以上でございます。ご協議よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。ちなみに、昨年は何時からでした。

事務局次長

9時半からでした。

議 長

9時からでよろしいですか。 質疑等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

質疑なしと認め質疑を終結します。協議第1号、「平成31年度「農地の日」の活動について」は提案のとおりとすることといたします。

【その他】

議 長

その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

事務局からありませんか。

事務局長

その他ですけれども、お手元に農家意向調査の集計表をお配りしております。4月25日現在の集計であります。1枚目はその集計表、2枚目は各地区の内容を表しております。今の進捗率は81%です。所在の割合とか回答の割合とか書いています。回答していただいたのは現在68%です。事務局としてまだちゃんと精査している内容ではありません。集計表はそのまま入力した部分もあります。面積のところで調査表に単位とか書いていなかったので平方メートルでしたり、アールでしたり、反歩でしたり、その部分ではっきりしていないところがあります。あとは、その他のところで意見があったのは164件であります。この後、農地利用最適化検討会ではこの他に各地域で、それぞれの地域の結果をお渡しするようにしております。まだ完成しておりませんので、このようにしたらどうかとかご意見がありましたら教えていただければ幸いです。

17 番委員

奥寺です。局長が最後に言った話ですけれども、●●での集計のときに推進委員の 菊池日出夫さんの意向調査のやり方で、これを調査しながら取り組んだ部分があると いうことで、例えば担い手を追いかけるような形でなかなかいいやり方をしているな という話を聞いていましたので、せっかく今日、日出夫さんが来ていますのでそれを ぜひ話していただきたいなと思いますが、どうですか。

議 長 はい。

推進委員

何も準備しておりませんので、皆さんにご報告するような状況ではなくて。農家調 査をしている中で将来的にどうやってその意向を聞き入れていったらいいかと考えた ときに、1枚1枚の農家調査表を回収してしまうでしょうから、そうなったときに自 分の手元には頭の記憶だけになってしまって失いがちになることが心配だったもので すから、青笹であれば6地区を聞き取りして歩いたわけですが、今すぐにでも農地を 貸したいとか売りたいとかの要望の方で、大きな農家ではなくて小さい農家の方から 言われまして、すぐ見つけてほしいとか何件かありましたので、頭の中だけではつた ないものですから自分なりに分かるように一覧表を作りました。これと同じようなも のを、これは町ごとになっておりますけれども、個人用のものを同じように作ってA 4の紙に落としたものが1つ。後継者のところとか、貸したいとか売りたいとかの部 分を全部リストアップして一覧表にして、この人は貸したいとか売りたいとか、この 人は借りたいとかの一覧表も作りました。そんな形で、あとは後継者の名前とか、聞 くだけでは覚えきれないですから後継者の名前も全部入れて自分の控えとして持って いて、どこかで農地を借りたいという人があったときに、どこかで貸したいとか言っ ているけどどうかとか、歩いたところはそういうことを期待していますから、そうい った方々の対応をしていく必要があるなと感じました。自慢できるようなものではあ りませんが、そういった一覧表を作って持っているだけです。

議 長 何か聞きたいことがあれば。せっかくの機会ですので。 それは菊池さんが担当している地域ですね。

推進委員 はい。

議 長 何件ぐらいですか。

推 進 委 員 150 くらいあるかな。例えば引退した人たちがどこの施設に入っているとか、そう いったことも細かくデータとして持つようにしました。

議 長 はい、ご苦労様でした。 その他、事務局からは。

事務局長 1件あります。

事務局次長 すみません、事務局から1件。互助会の会費関係ですけれども、資料の一番後に来 月の総会の際にお預かりしたいということで文書を付けておりましたので、ご準備を お願いしたいと思います。推進委員には、検討会で班の資料と一緒にすると、委員と 推進委員の分が混じってしまうので、推進委員の分はこの後の検討会の資料の中に入 れておきました。ご説明はしますけれども、推進委員の方に渡していただければと思

います。以上です。よろしくお願いします。

9 番 委 員 今日払ってもいいですか。

事務局次長 お預かりして、領収書はすみませんが、後からということでよろしければ。

10 番委員

互助会の会計報告はいつになっていますか。

事務局次長

今日の総会、検討会が終わった後にお時間いただいて、決算報告させていただきたいと思います。

議長

資料は入っている。

事務局次長

資料は検討会の資料と一緒に、脇の方に置いていますので。

議 長

よろしいですか。

10 番委員

はい。

議 長

その他皆さんからは。

1 番 委 員

●●の菊池です。農家意向調査をやっているときに、台帳に農地があるのですが、 本人に聞きましたらそれがどこなのか分からないってことがあったのです。そういったところはどうやって調査したらいいですか。ここにありますよと調査するのがいいのか、それはそのままに放っておくのかどうしたらいいですか。

事務局長

今回、農地台帳をやったのは、その農家と接するときにある程度農家の状況が分かっているほうがいいのかなということでお渡ししています。そのときにその農家の人に農地が「ある」「ない」を聞かれたという話ですが、場所まではちょっと分からないです、台帳上は。追跡してやるのであれば台帳の場所を確認してやることになります。

たぶん、ここであろうということが分かっているのですが。

1 番 委 員

事務局長

所有者とかに確認してからの話だと思います。そういうことが今回分かったということでそれはそれでいいと思います。農地パトロールのときに地図を渡しましたけれども地番はありますけれども地割まではありません。

ある程度場所は確認できる。

議 長

そうです。場所は確定できます。

事務局長

終了してよろしいですか。

議 長

「「はい」と呼ぶ者あり]

【閉会】

以上をもちまして、第123回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議長

午後3時10分閉会

署名		
	議規則第32条第2項	の規定により、ここに署名する。
平成 年 月	日	
遠野市農	業委員	番
同		番
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
遠野市農業委	員会会長	